

No	内容
1	<p>Q: 来年度の4月入所の申し込みをしました。今年度1月～3月の間に現在取得している育児休業が終了します。今年度1月～3月の入所も申し込むことはできますか？</p> <p>A: 保育所の入所申し込みは年度ごとの申し込みとなります。今年度1月～3月の入所を希望される場合も、申し込みが可能です。年度によって使用する申込書式が異なりますので、各年度の「利用のご案内(保育利用版)」に沿ってご用意ください。</p>
2	<p>Q: 育児休業は10月に終了しますが勤務先の規定で復職日は11月1日からとなります。保育所の申し込みはいつすればいいですか？</p> <p>A: 育児休業期間が終了し復職する場合、復職日の属する月の初日以降、保育所をご利用いただけます。(ただし、入所した月の翌月1日までに復職することが必要です。)</p> <p>ご質問の例では、10月入所に申し込み11月1日までに復職するか、11月入所の申し込みも可能です。</p> <p>○参考(厚生労働省ホームページ「Q&A～育児休業給付～」より)</p> <p>育児休業給付金の支給期間延長については、「育児休業の申出に係る子について、保育所(無認可保育施設は除く。)等における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日(※)後の期間について、当面その実施が行われない場合」としています。</p> <p>※あらかじめ1歳に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように、申し込みを行う必要があります。</p>
3	<p>Q: 保育所の入所が内定になりましたが、育児休業給付の延長を希望するので『保育所等入所保留通知書』が必要です。内定を辞退しても『保育等入所保留通知書』は発行されますか？</p> <p>A: 『保育所等入所保留通知書』は内定に至らず、保留の方を対象にしている通知書になりますので、保留の方のみに送付しています。内定を辞退された方や申し込みをしていない方には『保育所等入所保留通知書』は交付することができません。</p> <p>○参考(厚生労働省ホームページ「Q&A～育児休業給付～」より)</p> <p>育児休業給付金の支給期間延長については、「育児休業の申出に係る子について、保育所(無認可保育施設は除く。)等における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日(※)後の期間について、当面その実施が行われない場合」としています。</p> <p>※あらかじめ1歳に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように、申し込みを行う必要があります。</p>
4	<p>Q: 保育所の申し込みをしました。『保育所等入所保留通知書』が届きました。育児休業給付金の支給期間延長に必要な保育が実施されない旨の証明書は、この入所保留通知書のことでしょうか？</p> <p>A: 入所保留通知書が使用できるかハローワークに確認してください。使用できない場合は、「保育所等の利用ができない旨の証明書」を発行しますので、お手数ですが保育・幼稚園課までご連絡ください。</p> <p>* 育児休業給付金の支給延長の手続きについては、勤務先の担当者またはハローワークへ確認してください。</p> <p>* 入所希望月に希望保育所が募集をしていない場合は「保育所等の利用ができない旨の証明書」を発行します。</p>
5	<p>Q: 育児休業から復職の予定がない場合も申し込みはできますか？</p> <p>A: 育児休業中は家庭での保育が可能のため保育所の申し込みはできません。</p>

No	内容
6	<p>Q: 育児休業から復職予定できょうだい2人を同時申し込みしました。上の子の入所が内定し、下の子は入所保留となりました。育児休業を延長して上の子だけ入所させることはできますか？</p> <p>A: 復職予定での申し込みのため、育児休業を延長した場合は上の子も入所できません。上の子の内定を辞退したうえで育児休業を延長されるか、下の子を認可外保育施設などに預けて復職するかご検討ください。</p>
7	<p>Q: 育児休業から復職予定で申し込み、入所が内定となりましたが、申し込み時の職場を退職し、別の職場に就職してもよいですか？</p> <p>A: 保育所等の利用調整については、提出いただいた申込書や就労証明書などの書類をもとに行っています。育児休業から復職については、利用調整に当たって加点する事項の一つですので、取りやめると当初の条件(点数など)が変わることから、利用調整を見直します。その結果、内定に至らない場合は、内定取り消しまたは退所となりますので、ご注意ください。その他、当初の就労証明書の勤務内容に変更があり、点数が下がるときも同様です。これは、選考の順位が逆転し、他の方が入所できることとなるため、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、勤務地の変更、部署の異動、時短勤務を取得したとき(雇用契約時間が変わらないとき)、派遣先の変更(派遣元が変わらないとき)は影響ありません。</p> <p>申込書提出後、事情により状況が変わったときは、お早めに保育・幼稚園課にご相談ください。</p>
8	<p>Q: 育児休業取得中に復職予定で申し込みましたが、入所後に元の職場に復職できなかった場合はどうなりますか？</p> <p>A: 入所月の翌月1日までに復職できない場合は、退所になります。</p> <p>また、次の場合も同様に退所になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所した月の翌月1日までに復職したことが翌月10日(10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに「復職証明書」で確認できなかった場合 ・別の職場に就職した場合
9	<p>Q: 育児休業中も保育所は継続利用できますか？</p> <p>A: 育児休業の対象となるお子さんの出産前から保育所を利用しているお子さんについては、児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合であって、育児休業中も勤務先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっている場合に限り、継続利用ができます。(特例利用)</p> <p>なお、育児休業中の転園は、上記の理由(児童福祉の観点)が成り立ちませんので、復職が必要です。</p>
10	<p>Q: 育児休業を取得後、上の子が小規模保育所を卒園します。育児休業は引き続き取得したいのですが、卒園後の保育所等の利用はどうなりますか？</p> <p>A: 小規模保育所・事業所内保育所の卒園児は、保育の継続性の確保のため、当該保育所の連携施設への入所が可能となっています。また、連携施設以外の保育施設を希望する場合は、基本点数を20点として利用調整を行います。</p>